

運輸に関する事務は、地域の実情に応じて実施すべき ⇒ 原則として「地方に移譲すべき事務」として整理

## 地方に移譲すべき事務

### 廃止・民営化すべき事務とグレーゾンの事務を除く事務

(主な事務)

- 観光振興
- 旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可・監査
- トラック事業の許認可・監査
- 倉庫業の登録・指導監督

## 廃止・民営化すべき事務

- 国庫補助事業(観光振興・バリアフリー等)  
⇒ 一括交付金化が前提
- 海事代理士・海技士等の試験の実施  
⇒ 市場化テストを検討
- 自動車の登録・自動車抵当  
⇒ 自動車検査独立行政法人に移管
- 統計調査の実施  
⇒ 民間委託の拡大等

## 論点

複数の都道府県にまたがり、広域的な対応や連携を必要とする事務については、引き続き国で行うことを検討すべきではないか。

【鉄道】 鉄道等に関する許認可・監督 等

【船舶】 海上の安全に関する事務(外国船舶の監督等)  
旅客定期航路事業の許可 等

